

第8節 ICT国際戦略の推進

1 概要

1 これまでの取組

総務省では、政府全体のインフラ海外展開戦略である「インフラシステム海外展開戦略2025」（令和2年12月10日経協インフラ戦略会議決定）や総務省で策定した「総務省海外展開行動計画2020」（令和2年4月30日総務省策定）に基づき、ICTインフラシステムの海外展開について、案件発掘、案件提案、案件形成などの展開ステージに合わせ、人材育成・メンテナンス・ファイナンスなどを含めたトータルな企業支援を通じて精力的に取り組んできた。

また、米国をはじめとした2国間での政策対話やG7、G20などの多国間での場を活用し、国際ルール形成に向けたデジタル経済に関する議論や国際的なルール形成に関する議論などに積極的に関与し、国際的な枠組み作りに貢献してきた。

さらに、光海底ケーブルや5Gネットワークなどのデジタルインフラがあらゆる社会活動、経済活動に不可欠な社会の基幹的インフラとなる一方で、経済安全保障上の懸念も生じており、国際協調などを通じ、経済安全保障の確保に取り組んでいる。

2 今後の課題と方向性

大きなデジタル化の流れの中で、デジタル技術の開発競争は激しさを増しており、その技術を必要とする国々に対する普及競争も一層の高まりを見せている。こうした中で、二国間、多国間での連携により我が国のデジタル技術の普及、開発の土壌を整備し、国際競争力を高めて世界に対してプレゼンスを示していくことは我が国の経済の発展のために重要であり、我が国の有する質の高いインフラを展開することは世界の社会課題の解決、更にはSDGsの実現にもつながるものである。

このような状況の下、総務省では、我が国のデジタル技術の国際競争力強化及び世界の社会課題解決の推進を目的に、国際協調などを通じて、デジタル分野などの海外展開、国際的な枠組み作りなどの活動を行っていくこととしている。特に、海外展開については、「総務省海外展開行動計画2020」の推進の一環として、5G・光海底ケーブルなどのICTインフラシステムに加え、遠隔医療へのデジタル活用など、医療・農業分野におけるICTソリューションの展開を通じ、我が国の技術と経験を活用しながら世界の経済発展と社会課題解決に貢献していくことが必要である。また、デジタル分野における国際的なルール形成を先導していくため、国際会議などの場を活用し、国際的議論に積極的に参画していくことが必要である。

2 デジタルインフラなどの海外展開

社会・経済のデジタル化が進む中で通信インフラ・サービスへのニーズが世界的に増大していることを踏まえ、総務省では、我が国のデジタル産業の国際競争力強化及びデジタル技術を活用した世界の課題解決の推進を目的に、デジタルインフラなどの海外展開支援などを推進している。

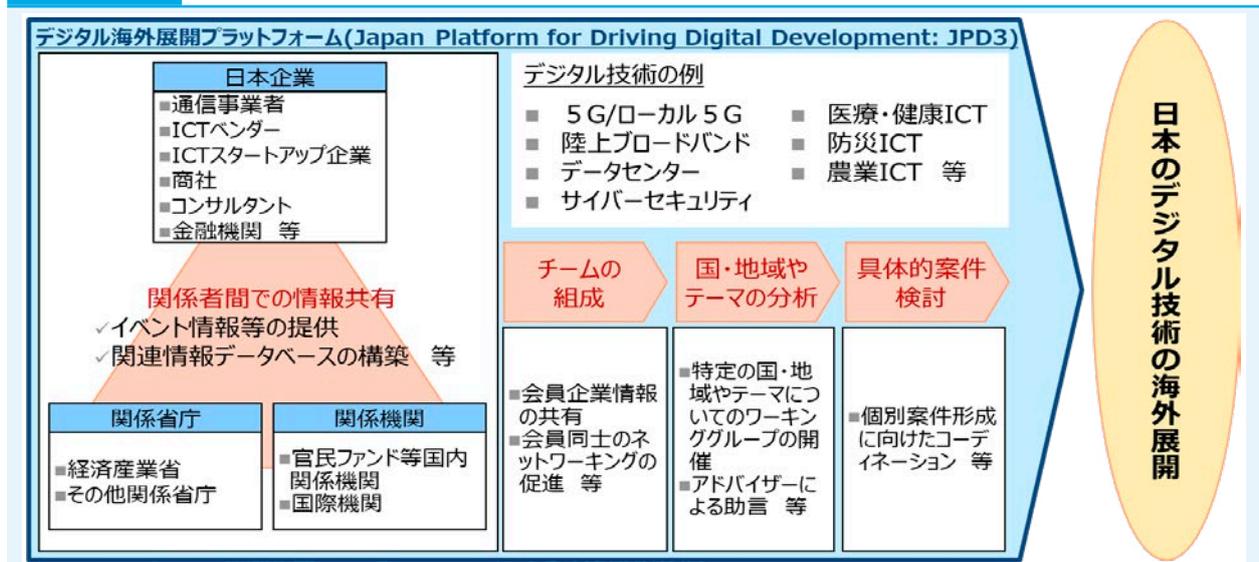
1 総務省における海外展開支援ツール

総務省では、我が国の質の高いデジタルインフラなどの海外展開について、基礎調査から実証事

業までのそれぞれのフェーズに応じた支援を通じ、各国の事情・課題を踏まえた取組を実施している。

また、2021年（令和3年）2月には、総務省主導で日本のICT海外展開を支援するための官民連携の枠組みである「デジタル海外展開プラットフォーム」を設立した。この枠組みには、2022年（令和4年）1月現在、我が国のICT企業などを中心に100を超える会員や関係省庁・機関などが参加し、データベースによる世界各国・地域（51カ国・1機関）に関する情報共有、ワークショップの開催、チーム組成や具体的プロジェクトの検討を進めている。

図表 4-8-2-1 デジタル海外展開プラットフォーム



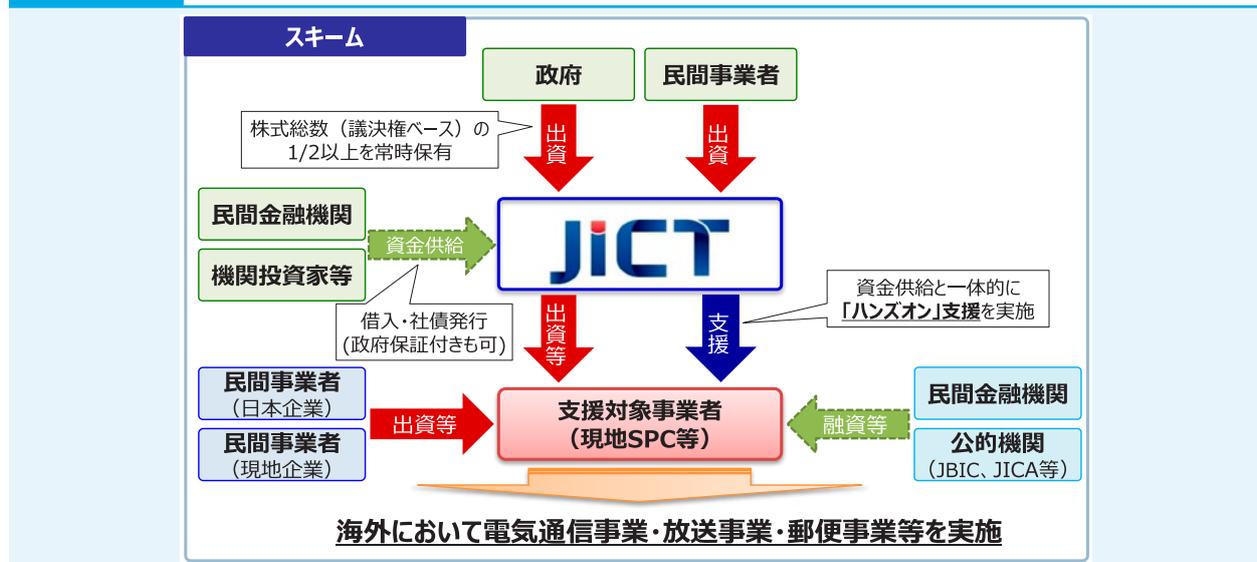
2 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（JICT）

総務省所管の官民ファンドである株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（JICT）では、海外において通信、放送・郵便事業を行う者やそれを支援する者に対して投資やハンズオンなどの支援を実施しており、2022年（令和4年）3月末現在、累計約788億円の出融資について支援決定済みである。

また、近年のICTの発展やニーズ、世界各国の政策動向などを踏まえ、JICTの支援対象に医療ICTやサイバーセキュリティなどのハードインフラ整備を伴わないICTサービス事業を追加するとともに、ファンドへのLP投資を進めていくこととしており^{*1}、2022年（令和4年）2月に支援基準を改正した（令和4年総務省告示第34号）。

*1 2021年（令和3年）11月に公表した株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法（平成27年法律第35号）附則第4条の規定に基づく施行状況の検討結果による。

図表 4-8-2-2 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（JICT）を通じた支援



3 分野ごとの海外展開に向けた取組

ア 基幹通信インフラ

モバイル通信網については、2021年（令和3年）、エチオピア政府から、同国の携帯電話事業について我が国企業を含む国際コンソーシアムへライセンスの付与が承認され、2022年（令和4年）にサービスが開始予定であり、これを契機として、同国及びアフリカ地域へのデジタルソリューションの展開を推進する予定である。

光海底ケーブルについては、JICTを通じて東南アジアを中心とした地域における光海底ケーブル事業（総事業費約400百万米ドルのうち最大78百万米ドルの出融資を支援決定）を支援しているほか、2020年（令和2年）8月にインドのモディ首相から発表されたインド洋における光海底ケーブル敷設計画について、2021年（令和3年）9月から同地域のプロジェクトに我が国企業が参画している。さらに、通信環境が比較的整っていない太平洋島嶼国の通信環境の改善についても、有志国や関係省庁・機関とも連携し取り組んでいる。

5G/ローカル5Gについては、国際場裡で安心・安全な5Gネットワークの重要性が議論される中で、オープンでセキュアなネットワークを実現する技術として注目される「Open RAN」も活用した海外展開に取り組んでいる。例えば、2021年度（令和3年度）から、タイで、現地通信キャリアと共働でOpen RAN準拠の5G無線設備を活用したローカル5Gネットワークの構築及びローカル5Gアプリケーションの実証実験を通じて海外展開可能性の検証を行っている。

地上デジタル放送日本方式に関しては、中南米を中心に、日本を含む20か国が同方式を採用しており、今後も引き続きデジタル放送への円滑な移行にかかる支援を実施していく。

イ デジタル技術の利活用モデル

医療分野における利活用については、中南米地域を中心にスマートフォンによる遠隔医療システムを受注するとともに、2021年度（令和3年度）からはASEAN加盟国への高精細映像技術を活用した内視鏡及び医療AIによる診断支援システムの普及展開に向け、現地病院における実証も通じて検討を進めている。

電波システムについては、GPSなどの測位衛星を利用した航空機の進入着陸システムである地

上型衛星航法補強システム（GBAS）について、タイで実証実験を行う準備を進めている。このような取組を通じて、我が国の技術優位性などについて各国と認識を共有し、我が国の周波数利用効率の高い無線技術の国際的な利用の促進と周波数の国際的な協調利用を図っている。

ウ 放送コンテンツ

我が国の放送事業者が日本の魅力を発信する放送コンテンツを海外の放送事業者と共同制作して世界で発信する取組を、アジアを中心に2014年度（平成26年度）から2022年度（令和4年度）まで継続的に支援してきた結果、放送コンテンツの海外輸出額が7年で3倍以上に拡大した（2013年度（平成25年度）137.8億円 → 2020年度（令和2年度）571.1億円）。加えて、放送コンテンツの海外展開を通じ、地域製品の販路開拓などの経済波及効果や日本の魅力の浸透など、様々な効果が生まれている。

エ その他

（ア）消防分野

2018年（平成30年）10月にベトナムとの消防分野における協力覚書に署名し、消防用機器などの規格・認証制度の研修の実施に向けた調整を行うとともに、日本消防検定協会及び一般財団法人日本消防設備安全センターの2機関についてアラブ首長国連邦で認証登録を受けるなどして、日本の消防用機器などの品質や規格・認証制度の発信を実施している。

（イ）郵便分野

東南アジアを中心に複数の国で、郵便業務の効率化・近代化に関する機会及び課題を特定し、その解決などに資する我が国の知見や経験を共有するなどのアプローチを通じて、官民一体となって国際協力及び海外展開の取組を推進している。これまで、ベトナム郵便での業務効率化のためのコンサルティングの実施と区分機などの受注などを実現してきており、これらの取組に加えて、ICTの活用を通じて郵便事業体におけるビジネス機会の拡大を図るような新たな取組も進めている。

（ウ）行政相談・統計分野

行政相談分野では、各国の公的オンブズマンとの連携・協力などが行われており、ベトナム、ウズベキスタン、トルコ、タイの4か国とは、行政苦情救済に係る協力の覚書をそれぞれ締結している。これに基づき、例えば、ベトナムから研修生を直近8年で計約270人受け入れるなどの取組が実施されてきた。

統計分野では、信頼性の高い電子政府・統計システムの構築に関する知見を活かして、政府のデジタル化支援を推進しており、例えば、ベトナムでは、中央省・地方省間の情報連携用システム構築を支援した。

3 デジタル経済に関する国際的なルール形成などへの貢献

1 信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）

DFFT（Data Free Flow with Trust（信頼性のある自由なデータ流通））については、DFFTに関する協力のためのG7ロードマップが2021年（令和3年）4月に開催されたG7デジタル・技術大臣会合で策定され、同年6月に開催されたG7サミットで承認された。また、同年8月に開催されたG20デジタル大臣会合及び同年10月に開催されたG20サミットでは、DFFTの重要性と

課題が再確認された。

これらを踏まえ、総務省では、G7・G20、OECD、二国間協議などの場を活用し、DFFTの具体的推進のためのルール形成に向けた国際的議論に積極的に参画している。

2 サイバー空間の国際的なルールに関する議論への対応

ア サイバー空間の国際ルールづくり

総務省では、サイバー空間の国際的なルールづくりに関し、①民主主義を支えるだけでなく、イノベーションの源泉として経済成長のエンジンとなる情報の自由な流通に最大限配慮すること、②サイバーセキュリティを十分に確保するためには、実際にインターネットを利用し、ネットワークを管理している民間企業や学術界、市民社会などあらゆる関係者の参画（マルチステークホルダーの枠組）が不可欠であることの2点を重視していることを踏まえ、インターネットエコノミーに関する日米政策協力対話（日米IED）及び日EU・ICT戦略ワークショップなど二国間対話において関連の議題を取り上げ、同志国との連携を強化することに加えて、2022年（令和4年）4月には、コアメンバー国（日本、米国、豪州、カナダ、EU、英国）及び有志国において、「未来のインターネットに関する宣言」を立ち上げるなど、多国間会合における議論にも積極的に参加している。

イ サイバーセキュリティに関する二国間・多国間対話

サイバーセキュリティに関する二国間の政府の議論については、日米間で2021年（令和3年）5月に「日米サイバー対話」課長級会議、日英間で同年6月に第6回「日英サイバー協議」、日独間で同年5月に第2回「日独サイバー協議」、日エストニア間で同年12月に第4回「日エストニアサイバー協議」が開催され、情勢認識、両国における取組、国際場裡における協力、能力構築支援などについて議論を行うなど、各国との連携強化を進めている。

サイバーセキュリティに関する多国間の議論については、日ASEANサイバーセキュリティ政策会議などにおいて、各国の取組状況やASEAN地域に対する能力構築支援の状況などに関する意見・情報交換が行われている。また、日米豪印4か国のいわゆるクアッドの取組の下で、サイバーセキュリティに関する協力について合意されており、政府一体となって同志国との連携強化に向けた議論が行われている。

3 ICT分野における貿易自由化の推進

世界貿易機関（WTO：World Trade Organization）を中心とする多角的自由貿易体制を補完し、2国間の経済連携を推進するとの観点から、我が国は経済連携協定（EPA：Economic Partnership Agreement）や自由貿易協定（FTA：Free Trade Agreement）の締結に積極的に取り組んでいる。

具体的には、2018年（平成30年）以降、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（TPP11：Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership）、日EU経済連携協定（日EU・EPA）、日米デジタル貿易協定、日英包括的経済連携協定（日英EPA）、地域的な包括的経済連携（RCEP）協定について議論し、署名・発効に至ったほか、現在も日中韓FTAなどの交渉を継続して行っている。なお、いずれのEPA交渉においても、電気通信分野については、WTO水準以上の自由化約束を達成すべく、外資規制の撤廃・緩和などの要求を行うほか、相互接続ルールなどの競争促進的な規律の整備に係る交渉や、締結国間で

の協力に関する協議も行っている。

4 戦略的国際標準化の推進

情報通信分野の国際標準化は、規格の共通化を図ることで世界的な市場の創出につながる重要な政策課題であり、国際標準の策定において戦略的にイニシアティブを確保することが、国際競争力強化の観点において極めて重要であることから、国際標準化活動を戦略的に推進してきている。

具体的には、デジュール標準^{*2}に加えフォーラム標準^{*3}に関する動向調査や規格策定、国際標準化人材の育成、標準化活動の重要性について理解を深める取組などを実施するとともに、国際標準の獲得を目指したEU、米国、独国との共同研究や、社会実装への期待が大きい分野（ワイヤレス工場など）に係る研究開発や実証実験などを実施している。

4 デジタル分野の経済安全保障の確保

総務省では、5Gなどの通信分野の社会経済活動における重要性に鑑み、通信をはじめとするデジタル分野の経済安全保障を確保するため、例えば、2021年（令和3年）4月の日米首脳会談を通じて「グローバル・デジタル連結性パートナーシップ」（GDCCP）を立ち上げるなど、米国をはじめとした同志国などとの連携により、経済安全保障の確保・強化に取り組んでいるところである。

令和4年に成立した経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号）の4本柱の一つである「基幹インフラの安全性・信頼性確保」部分では、対象となり得る事業として、電気通信事業、放送事業及び郵便事業が列挙されており、今後、施行に向けて準備が進められる予定である。このほか、政府全体として、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）に基づく対内直接投資の審査体制強化を行うこととされており、デジタル分野についてもこうした体制の強化が進められているところである。

5 多国間の枠組における国際連携

総務省では、G7/G20、APEC、APT、ASEAN、ITU、国際連合、WTO、OECDなどの多国間の枠組みで政策協議を行い、情報の自由な流通の促進、安心・安全なサイバー空間の実現、質の高いICTインフラの整備、国連持続可能な開発目標（SDGs）の実現への貢献などのICT分野に関する国際連携の取組を積極的にリードしている。

1 G7・G20

社会経済活動のグローバル化・デジタル化により国境を越えた情報流通やビジネス・サービスが進展する中で、我が国が議長国を務めた2016年（平成28年）4月のG7香川・高松情報通信大臣会合が発端となり、G7の枠組でもデジタル経済の発展に向けた政策などについて活発な議論が行われている。

また、中国、インドなどを含むG20の枠組みでも、デジタル経済に関する議論が継続的に行われるようになってきている。具体的には、2019年（令和元年）6月、総務省、外務省、経済産業省が、茨城県つくば市において「G20茨城つくば貿易・デジタル経済大臣会合」を開催し、AIについて、

*2 国際電気通信連合（ITU: International Telecommunication Union）などの公的な国際標準化機関によって策定された標準

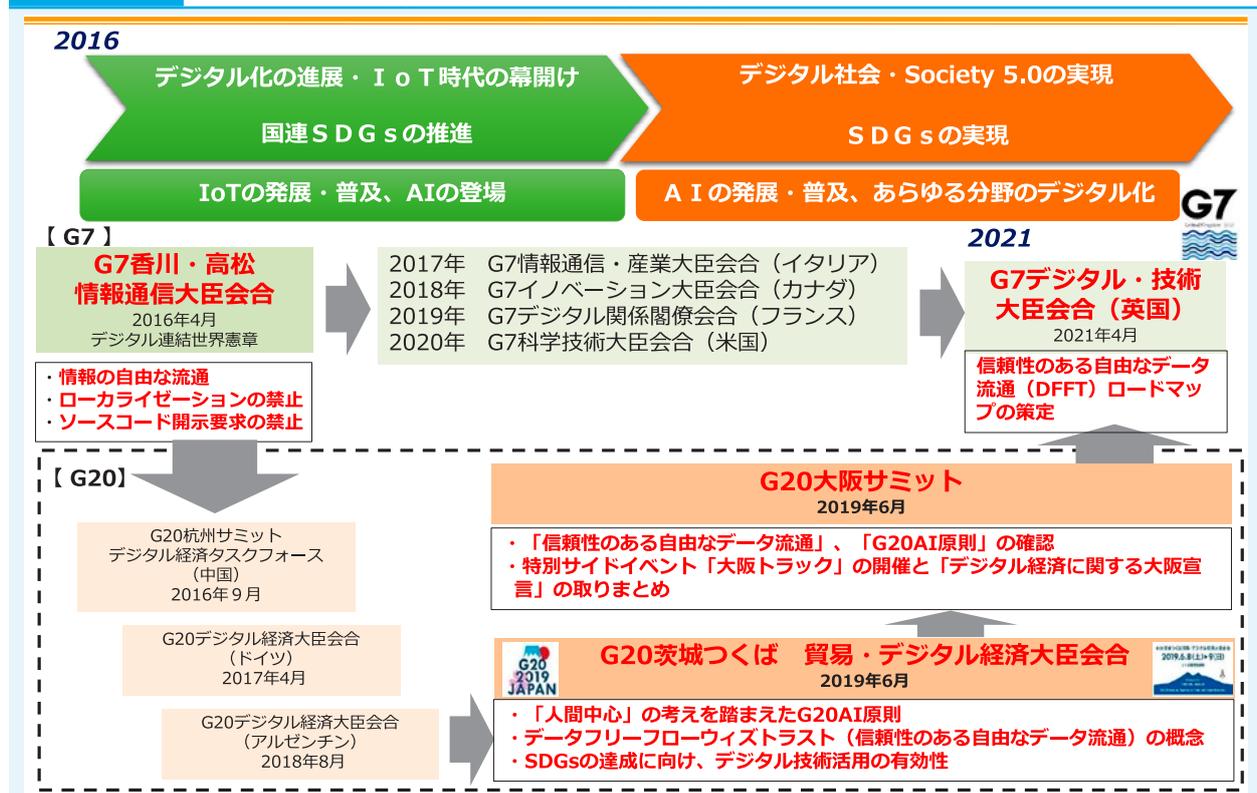
*3 複数の企業や大学などが集まり、これらの関係者間の合意により策定された標準

G20ではじめて「人間中心」の考えを踏まえたAI原則に合意し、G20大阪サミットでは首脳レベルでも合意された。また、信頼性のあるデータの自由な流通の促進（DFFT）の理念についても首脳レベルで支持され、2020年（令和2年）G20デジタル経済大臣会合（サウジアラビア）で重要性を再確認された。

さらに、2021年（令和3年）4月には、G7デジタル・技術大臣会合（英国）が開催され、インターネットの遮断やネットワーク制限を含む、デジタル時代における民主主義的価値を損なう可能性のある措置への反対を表明するとともに、DFFTの具体的な推進に向けたG7間の協力のためのロードマップを策定し、ロードマップ内で①データローカライゼーション、②規制協力、③ガバナメントアクセス、④優先分野におけるデータ共有アプローチの4つの協力分野での作業が提案され、同年6月のG7サミットで承認された。

我が国は2023年（令和5年）にはG7の議長国を務める予定であり、引き続き、DFFTの促進をはじめとした、デジタル経済に関するルール作りに向けた国際的議論に貢献していく。

図表4-8-5-1 G7/G20における情報通信・デジタルの議論の経緯



2 アジア太平洋経済協力（APEC）

アジア太平洋経済協力（APEC：Asia－Pacific Economic Cooperation）は、アジア・太平洋地域の持続可能な発展を目的とし、域内の主要国・地域が参加する国際会議である。電気通信分野に関する議論は、電気通信・情報作業部会（TEL：Telecommunications and Information Working Group）及び電気通信・情報産業大臣会合（TELMIN：Ministerial Meeting on Telecommunications and Information Industry）を中心に行われている。

2021年（令和3年）のAPEC首脳会議で「アオテアロア行動計画」が採択されたことに伴い、TELでは、現在、同行動計画の中で経済的推進力の1つとして掲げられている「イノベーション

とデジタル化」の分野について実施促進のための検討を進めている。

総務省も、年2回開催されるTELにおける、議論への参加、デジタル政府に関するプロジェクトの推進や我が国におけるICT政策の周知などの活動を通じ、TELの運営に積極的に貢献している。

3 アジア・太平洋電気通信共同体（APT）

アジア・太平洋電気通信共同体（APT：Asia-Pacific Telecommunity）は、1979年（昭和54年）に設立されたアジア・太平洋地域における情報通信分野の国際機関で、同地域における電気通信や情報基盤の均衡した発展を目的として、研修やセミナーを通じた人材育成、標準化や無線通信などの地域的政策調整などを行っており、現在、我が国の近藤勝則氏（総務省出身）が事務局長を務めている。

総務省では、APTへの拠出金を通じて、ブロードバンドや無線通信など我が国が強みを有するICT分野で研修生の受け入れ、ICT技術者／研究者交流などの活動を支援している。2021年度（令和3年度）は、8件のオンライン研修、4件の国際共同研究及び2件のパイロットプロジェクトの実施を支援した。

4 東南アジア諸国連合（ASEAN）

東南アジア諸国連合（ASEAN: Association of South - East Asian Nations）は、東南アジア10か国からなる地域協力機構であり、経済成長、社会・文化的発展の促進、政治・経済的安定の確保、域内諸問題に関する協力を主な目的としており、「ASEANデジタル大臣会合（ADGMIN）」においてデジタル分野における政策が協議されている。

ア 「ASEANデジタルマスタープラン2025」における目標達成への貢献

2021年（令和3年）1月に策定された「ASEANデジタルマスタープラン2025」の目標達成に向けて、我が国は様々な協力を実施している。具体的には、我が国拠出金により設立された日ASEAN情報通信技術（ICT）基金などを活用しASEAN各国と共同プロジェクトを実施しており、2021年度（令和3年度）は、V2X（Vehicle to X）分野のワークショップの開催や5Gエコシステム発展に向けたベストプラクティスガイドの策定に向けた取組を実施した。

イ サイバーセキュリティ分野における協力体制の強化

現在、日ASEANサイバーセキュリティ能力構築センター（AJCCBC：ASEAN Japan Cybersecurity Capacity Building Centre）^{*4}で、ASEAN各国の政府機関及び重要インフラ事業者のサイバーセキュリティ担当者を対象として、実践的サイバー防御演習（CYDER）をはじめとするサイバーセキュリティ演習などをオンライン形式又は実地形式にて継続的に実施している。また、昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえ、2020年度（令和2年度）から、同センターで、オンライン形式で学習可能な自己学習教材などの提供を開始するほか、日本・ASEAN以外の第三者による教材などの提供を通じた演習コンテンツの更なる拡充を図っている。

また、総務省では、ASEAN各国のISP事業者を対象とした日ASEAN情報セキュリティワーク

*4 AJCCBC： <https://www.ajccbc.org/index.html>

ショップを定期的に開催するなど、関係者間の情報共有の促進及び連携体制の構築・強化を図っており、2020年度（令和2年度）以降、日ASEAN間のサイバーセキュリティに係るオンライン情報共有体制を設営している。

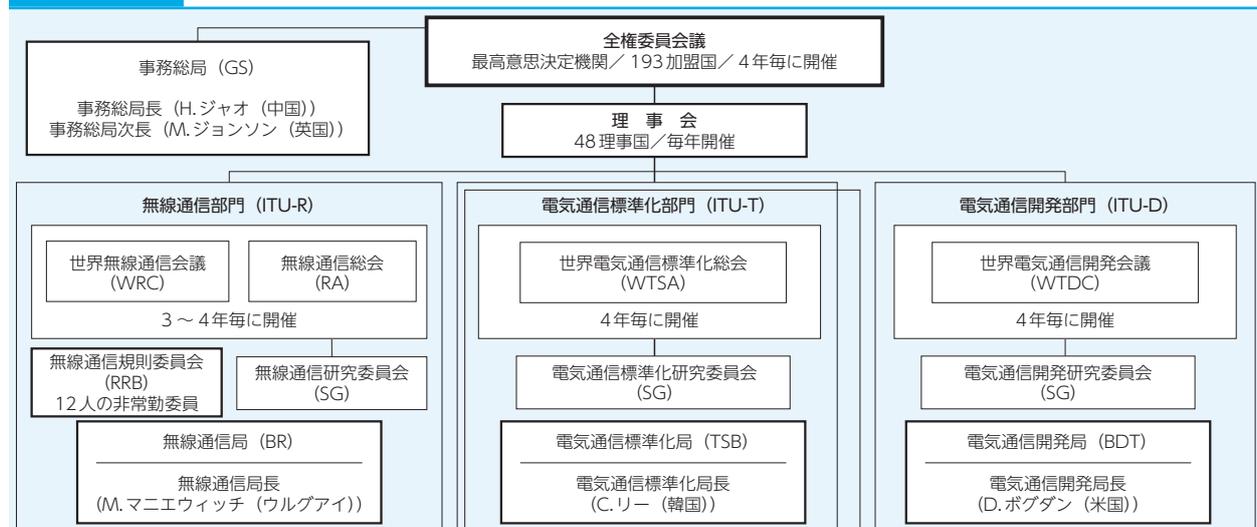
5 国際電気通信連合 (ITU)

国際電気通信連合（ITU：International Telecommunication Union（本部：スイス（ジュネーブ）。193か国が加盟）は、国際連合（UN）の専門機関の一つで、電気通信の改善と合理的利用のため国際協力を増進し、電気通信業務の能率増進、利用増大と普及のため、技術的手段の発達と能率的運用を促進することを目的とし、次の3部門からなり、周波数の分配、電気通信技術の標準化及び開発途上国における電気通信分野の開発支援などの活動を行っている（図表4-8-5-2）。

- ① 無線通信部門（ITU-R：ITU Radiocommunication Sector）
- ② 電気通信標準化部門（ITU-T：ITU Telecommunication Standardization Sector）
- ③ 電気通信開発部門（ITU-D：ITU Telecommunication Development Sector）

2022年（令和4年）9月には、次期電気通信標準化局長選挙が実施される予定であり、我が国は尾上誠蔵氏（日本電信電話株式会社CSSO：Chief Standardization Strategy Officer）を擁立している。

図表4-8-5-2 国際電気通信連合（ITU）の組織



ア ITU-Rにおける取組

ITU-Rでは、あらゆる無線通信業務による無線周波数の合理的・効率的・経済的かつ公正な利用を確保するため、周波数の使用に関する研究を行い、無線通信に関する標準を策定するなどの活動を行っている。その中でも、各研究委員会（SG：Study Group）から提出される勧告案の承認、次期研究会期における課題や体制などの審議などを目的とする無線通信総会（RA：Radiocommunication Assembly）及び国際的な周波数分配などを規定する無線通信規則の改正を目的とする世界無線通信会議（WRC：World Radiocommunication Conferences）は、3～4年に一度開催されるITU-R最大級の会合であり、総務省も積極的に議論に貢献してきた。

イ ITU-Tにおける取組

ITU-Tでは、通信ネットワークの技術、運用方法に関する国際標準や、その策定に必要な技術的な検討が行われている。

ITU-Tの最高意思決定会合であり、4年に1度開催される世界電気通信標準化総会（WTSA: World Telecommunication Standardization Assembly）が、2022年（令和4年）3月に開催された。この会合では各研究委員会（SG）議長・副議長の任命と決議の承認について審議され、結果として日本は議長2席、副議長7席を確保し、ITU-T SGの組織再編の検討に関する新決議、アフリカ共通の緊急電話番号に関する新決議が新規に合意され、36件の決議が修正に合意された。

また、ITUメンバー外でも参加が可能なフォーカスグループ（FG）の活動として、2021年度（令和3年度）には、FG-AI4A（デジタル農業のためのAI・IoT）、FG-TBFxG（IMT-2020 and beyondのためのテストベッドフェデレーション）が新たに設置されるなど、AIや将来のネットワークについて新たな検討が開始されている。

ウ ITU-Dにおける取組

ITU-Dでは、途上国における情報通信分野の開発支援を行っている。

ITU-Dの最高意思決定会議として、4年に1度世界電気通信開発会議（WTDC: World Telecommunication Development Conference）が開催されている。今研究会期（2018年（平成30年）～2021年（令和3年））では、WTDC-17（2017年開催）で採択された戦略目標及び行動計画などに基づき、ICT開発支援プロジェクトの実施、ICT人材育成などの活動を推進している。個別プロジェクトとしては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大で浮かび上がった世界的な通信網増強ニーズを踏まえ、ITUと総務省が協力して、デジタルインフラ及びエコシステム強化のためのConnect2Recoverイニシアティブを2020年（令和2年）に開始した^{*5}（図表4-8-5-3）。

図表 4-8-5-3 Connect2Recover イニシアティブ



*5 当初はインターネット接続率の低いアフリカ地域を対象としていたが、サウジアラビア政府がイニシアティブ発足とともに参画し、オーストラリア政府も参加を表明するなど全世界を支援対象とするプロジェクトに拡大している。

6 国際連合

ア 国連総会第二委員会・経済社会理事会 (ECOSOC)

経済と金融を扱っている国連総会第二委員会では、経済社会理事会 (ECOSOC : Economic and Social Council) に設置されている「開発のための科学技術委員会」 (CSTD : Commission on Science and Technology for Development) を中心に包摂的なデジタル社会に向けたグローバルなデジタル協力の推進、インターネットの公共性などの論点を中心に議論されており、我が国は毎年開催されるCSTD年次会合への参加などを通じ、インターネットガバナンスをはじめとした情報通信分野に関する国際的な議論の推進に貢献している。

イ インターネット・ガバナンス・フォーラム (IGF)

インターネット・ガバナンス・フォーラム (IGF: Internet Governance Forum) は、インターネットに関する様々な公共政策課題について対話を行うための国際的なフォーラムである。

2021年 (令和3年) 12月には、ポーランドで第16回会合が開催され、我が国はグローバル・データガバナンスに関するオープンフォーラムを主催したほか、閉幕セッションに金子総務大臣がビデオレター形式で登壇し、自由で開かれた安全で分断のないインターネットの維持・発展に向けて、2023年 (令和5年) に日本がIGFを主催することを発信するなど、同会合への積極的な貢献を果たした。

7 世界貿易機関 (WTO)

電気通信分野については、2001年 (平成13年) から始まったドーハ・ラウンド交渉の停滞に伴い、1997年 (平成9年) に合意した基本電気通信交渉以降の進捗は見られない状況にある。一方、昨今のインターネット上のデータ流通を取り扱う電子商取引分野への注目が高まりを踏まえ、WTOにおける有志国の取組として、2019年 (平成31年) より電子商取引交渉が正式に開始され、我が国は、オーストラリア及びシンガポールとともに共同議長国として議論を主導している。

8 経済協力開発機構 (OECD)

経済協力開発機構 (OECD : Organisation for Economic Co-operation and Development) のデジタル経済政策委員会 (CDEP : Committee on Digital Economy Policy) ではICT分野について先導的な議論が行われており、総務省は、OECD事務局への人材や財政面の支援を行うほか、CDEP議長 (2020年 (令和2年) 1月~) や、作業部会副議長を総務省職員から輩出するなど、OECDにおける政策議論に積極的に貢献している。

CDEPでは、2016年 (平成28年) からAIに関する取組を進めており、AIに携わる者が共有すべき原則や政府が取り組むべき事項などを示し、AIに関する初の政府間の合意文書となる「AIに関する理事会勧告」を2019年 (令和元年) 5月に採択・公表した。その後も、AIに関するオンラインプラットフォーム「AI政策に関するオブザーバトリー (OECD.AI)」の立ち上げ (2020年 (令和2年) 1月) や、AI専門家グループ「OECD Network of Experts on AI (ONE AI)」の設置 (同年2月) など、積極的な取組が進められている。

9 ICANN

インターネットの利用に必要なIPアドレスやドメイン名というインターネット資源につ

いては、重複割当ての防止など全世界的な管理・調整を適切に行うことが重要である。現在、インターネット資源の国際的な管理・調整は、1998年（平成10年）に非営利法人として発足したICANN（Internet Corporation for Assigned Names and Numbers）^{*6}が行っており、IPアドレスの割当てやドメイン名の調整のほか、ルートサーバ・システムの運用・展開の調整や、これらの技術的業務に関連するポリシー策定の調整を行っている。

総務省は、ICANNの政府諮問委員会（各国政府の代表者などから構成）の正式なメンバーとして、その活動に積極的に貢献している。例えば、DNSの不正利用については、ICANN第70回から第72回までの会合で、レジストリ・レジストラに対して、ICANNとの契約規定を遵守するための方策の検討やドメイン名の登録者の身元確認について日本から積極的な提案を行った。

6 二国間関係における国際連携

1 米国との政策協力

2021年（令和3年）4月16日に菅内閣総理大臣とバイデン米国大統領との間での日米首脳会談後に発出された成果文書^{*7}を踏まえ、安全な連結性及び活力あるデジタル経済を促進するため、同年5月、「グローバル・デジタル連結性パートナーシップ」（GDCCP）^{*8}を立ち上げた。GDCCPの立上げに伴い、日米IED（インターネットエコノミーに関する日米政策協力対話）は新たにGDCCPの推進枠組みとして位置づけられている。

第12回日米IEDの政府間会合及び官民会合は、2021年（令和3年）11月11日及び12日に、対面とオンラインのハイブリッドで開催された。政府間会合及び官民会合では、5G・B5G及びサイバーセキュリティ、国際場裡における協力及びAI、国際的で自由なデータ流通など幅広い議題について議論し、会合の成果文書として「第12回インターネットエコノミーに関する日米政策協力対話に係る共同記者発表」を公表^{*9}した。同会合で、日米両国は、2021年（令和3年）5月及び10月に開催されたGDCCP専門家レベル作業部会を踏まえ、セキュアな連結性と活力ある世界のデジタル経済の促進に対するコミットメントを再確認した。

また、2021年（令和3年）11月5日の民間会合において、「日米IED民間作業部会共同声明2021」が経団連、在日米国商工会議所（ACCJ）及びその他の米国産業界によって取りまとめられた。取りまとめられた共同声明は、日米IEDの官民会合で両国政府に提出された。

図表 4-8-6-1 グローバル・デジタル連結性パートナーシップ（GDCCP）

GDCCPのコンセプト	
GDCCPは、日米で協力してグローバルに安全な連結性や活力あるデジタル経済を促進することを目的とし、① 第三国連携 を中心に、② 多国間連携 、③ グローバルを視野に入れた二国間連携（特に5G、B5G） を推進していく。	
第三国連携	第三国向けのICTインフラ展開や人材育成に係る協力等（対象地域はインド太平洋を中心としつつ他の地域を含む）
多国間連携	ITU、G7/G20、OECD、APEC等のマルチの枠組みにおけるさらなる協力
二国間連携	5G、Beyond5G(6G)に係る研究開発環境への投資等

*6 2016年（平成28年）11月より、我が国の前村昌紀氏（一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター（JPNIC））がICANN理事を務めている。

*7 https://www.mofa.go.jp/mofaj/na/na1/us/page1_000951.html

*8 https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01tsushin08_02000119.html

*9 https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01tsushin08_02000126.html

2 欧州との協力

ア 欧州連合 (EU) との協力

総務省は、欧州委員会通信ネットワーク・コンテンツ・技術総局との間で、ICT 政策に関する情報交換・意見交換の場として「日EU・ICT 政策対話」(直近は2022年(令和4年)2月の第27回会合)を、デジタル分野における官民の連携・協力を推進するため、「日EU・ICT 戦略ワークショップ」(直近は2022年(令和4年)4月の第13回会合)をそれぞれ開催している。

第27回日EU・ICT 政策対話では、5G/Beyond 5G (6G)、規制改革、AI、DFFT、サイバーセキュリティについて議論を行い、特にBeyond 5G (6G) の早期実現に向けた日EU間の協力の重要性や、DFFT など国際的なルール作りのための同志国による緊密な議論の重要性について改めて確認をした。

また、2022年(令和4年)5月、日本とEUの間で、日EUデジタルパートナーシップが立ち上げられた。日本側はデジタル庁、総務省、経済産業省、EU側は欧州委員会通信ネットワーク・コンテンツ・技術総局が中心となり、日EUのデジタル分野における共同の優先事項を扱う。

イ 欧州諸国との二国間協力

(ア) 英国

総務省は、2022年(令和4年)5月に、デジタル庁、経済産業省とともに、デジタル分野における日英間の共同優先事項に取り組むための枠組として、英国との間で日英デジタルグループを立ち上げた。今後、総務省が事務局となり局長級会合を実施していく。

(イ) ドイツ

総務省は、日独両国間の情報通信分野における政策面での相互理解を深め、両国間の連携・協力を推進するため、ドイツ連邦共和国・連邦経済エネルギー省との間で「日独ICT 政策対話」を開催している。2022年(令和4年)3月、Web会議にて開催された第6回会合では、Open RAN に係る双方の取組やBeyond 5Gの実現に向けた研究開発の進捗、グローバルデジタルガバナンス、デジタルプラットフォーム政策、データ利活用/AIについて議論を行い、両国間の引き続きの連携を確認したほか、官民会合も設けられ、5G等に関する日独双方の産業界の取組について情報交換を行った。

(ウ) フランス

総務省は、フランス共和国・経済財務復興省との間で、ICT分野での重要テーマに関する最新の取組について情報共有を図るため、日仏ICT政策協議を開催しており、直近は2021年(令和3年)6月に第21回会合を開催した。

3 アジア・太平洋諸国との協力

総務省では、アジア・太平洋諸国の情報通信担当省庁などとの間で、通信インフラ整備やICTの利活用などのICT分野に関する協力を行っている。

ア インド

2021年(令和3年)9月、総務省などと通信省などとの間で「5G分野における日印政府間協議及び官民ワークショップ」を開催し、政府間及び官民の枠組での5G及びBeyond 5G (6G) に係る両国における取組状況や今後の取組の方向性などについて共有するとともに、意見交換を行っ

た。

イ 東南アジア諸国

ベトナムとは、2018年（平成30年）から日ベトナムICT共同作業部会を開催しており、2021年（令和3年）12月に開催した第5回作業部会では、デジタル・トランスフォーメーション、サイバーセキュリティ、5Gなどについて意見交換を実施し、今後の日越間協力の継続に合意した。

タイとは、2021年（令和3年）11月に、タイ国家放送通信委員会（NBTC）と5G政策などに関する情報共有・意見交換を行うためのオンライン会合を開催し、5Gの展開を含む両国の最近の情報通信行政に関する理解を深めた。

シンガポールとは、2021年（令和3年）7月に、シンガポール情報通信省と情報通信分野における協力覚書を締結し、両国間の情報通信分野（デジタル経済・AI・サイバーセキュリティなど）における協力を一層強化していくことに合意した。

フィリピンは、ASEANの中で唯一の地上デジタル放送（地デジ）日本方式採用国であり、ODAによる支援を視野に入れて、同国の地デジへの円滑な移行に向けた支援を継続している。

4 中南米諸国との協力

中南米では、2006年（平成18年）にブラジルで日本方式の地上デジタルテレビ放送（地デジ）の採用がされた後、14カ国で日本方式が採用されており、現在も、各国のアナログ放送の停波に向けた取組を支援するとともに、ペルー、エクアドル等の国々で日本方式の機能の1つである緊急警報放送システム（EWBS：Emergency Warning Broadcast System）の導入支援を行っている。

また、中南米各国に対して5Gのセミナーを行い、特にオープンでセキュアな5Gネットワーク構築の重要性を説明し、本分野で優れた技術を有する日本企業の中南米への展開支援も行っている。

さらに、各国で我が国の優れたICTを活用し社会課題の解決する取組を後押しするため、コロンビアでは、カルタヘナ市で、同市が持つ世界文化遺産の保護などを含むスマートシティの実証事業を進めているほか、エクアドルとブラジルでは、IoTデータやAIを活用し、農業生産者の作業を効率化する農業ICTソリューションの実証を実施している。また、チリでは、ローカル5Gを活用した医療ICTソリューションなどの実証を進めている。

5 その他地域との協力

ア アフリカ地域との協力

アフリカ諸国とのICT協力は、ボツワナ（2013年（平成25年））、アンゴラ（2019年（令和元年））における地上デジタル放送日本方式の採用を端緒として進展してきており、2019年（令和元年）8月に横浜で開催された第7回アフリカ開発会議（TICAD7）の「日アフリカICTハイレベルラウンドテーブル」では、日本とアフリカのICT分野における協力などを内容とする共同声明を採択された。

同共同声明の合意内容の実現に向け、総務省では、2019年度（令和元年度）以降、通信インフラ（セネガル、ケニア）、農業ICT（ボツワナ、エチオピア）、医療ICT（ガーナ、ケニア、コンゴ民主共和国）に関する実証実験を実施し、アフリカの社会課題解決への貢献とともに、日本企業

による展開を支援しており、2022年（令和4年）に開催予定の第8回アフリカ開発会議（TICAD8）において成果報告を行う。

イ 中東地域との協力

総務省では、これまで、サウジアラビアとの協力関係を強化しており、「日・サウジ・ビジョン2030」（2017年（平成29年））及びサウジアラビア通信・情報技術省との間で署名したICT協力に関する協力覚書（2019年（令和元年））に基づき、2018年度（平成30年度）は官民ミッションのサウジアラビア派遣（2019年度（令和元年度）～2020年度（令和2年度）は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため中止）、2022年（令和4年）1月にICT官民ワークショップをオンライン開催し、両国企業間の協力関係構築や、日本企業の技術展開支援を行っている。また、2021年度（令和3年度）は、日本企業のVR技術を活用した医療ICTの実証実験を実施した。